

【保存版】

原子力防災のしおり



(北海道電力(株)泊発電所)

2014年3月
北海道・古平町

目 次

1. 「しおり」の目的と活用方法	2
2. PAZとUPZについて	3
3. 緊急時における防護措置の考え方	5
4. どのように知らせてくれるの？	6
5. どのような指示（防護措置）があるの？	7
6. 屋内退避について	8
7. 避難等について	9
8. 被災地住民登録票について	11
9. 安定ヨウ素剤について	12
10. 避難経路図	13
11. バス避難等の集合場所・避難先	14
12. 放射線の基礎知識	15
13. 避難時の持ち物 チェックリスト	18
14. 我が家の避難計画	19

この「しおり」に関する お問い合わせ先

北海道	総務部危機対策局原子力安全対策課	電話	011-204-5011
	後志総合振興局地域政策部地域政策課	電話	0136-23-1345
古平町	総務課防災対策係	電話	0135-42-2181

「しおり」の目的と活用方法

目的

原子力災害時に住民の皆さんの生命及び身体の安全を確保し、放射線から身を守るためには、国・道・町からの指示（防護措置といいます。）を迅速・適切に実施することが重要です。

この「しおり」は、町民の皆さんが原子力災害時に落ち着いて適切な行動がとれるよう、その行動に必要な基本的事項をとりまとめています。

活用方法

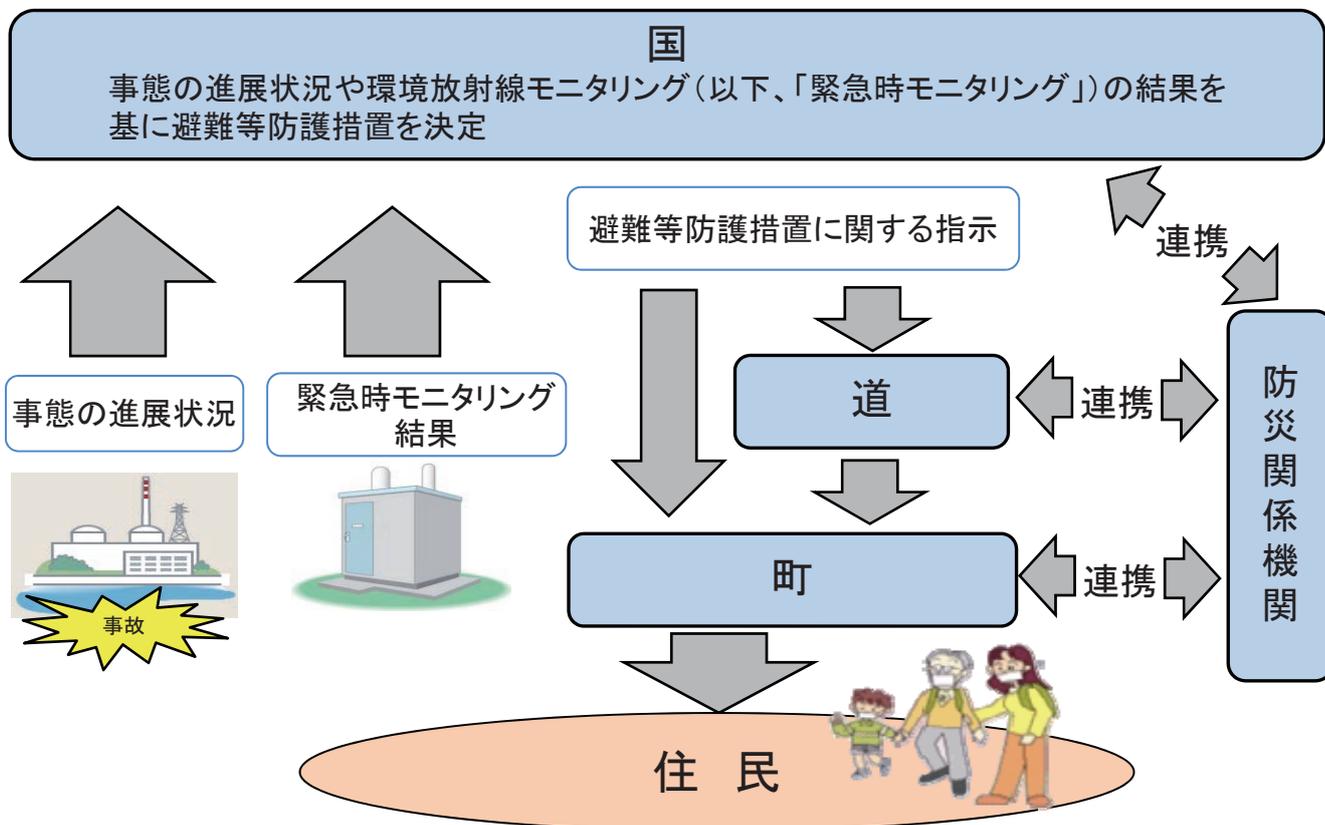
- ・原子力災害時に皆さんが適切な行動をとれるよう、「しおり」の内容を理解しておきましょう。
- ・災害時には、電話等の通信手段が使用できない場合もあるので、家族等であらかじめ、どのように行動するのか確認しておきましょう。

※ 原子力災害対策指針に定められた「防護措置」の主な種類は、次のとおりです。

- ①屋内退避
- ②避難及び一時移転
- ③安定ヨウ素剤の予防服用
- ④スクリーニング
- ⑤飲食物の摂取制限

※ 原子力災害対策指針とは、東京電力(株)福島第一原子力発電所事故の教訓を踏まえ、平成24年10月に原子力規制委員会が新たに策定したものです。

避難等防護措置に関する指示が出される仕組み



PAZとUPZについて

住民の皆さんの防護措置を実施するに当たって、適切な行動の確保と混乱の防止を図るため次の原子力災害対策重点区域が設定されています。

PAZ：予防的防護措置準備区域

特定の事故事象が発生したら直ちに避難等を実施する区域。泊発電所から概ね5km圏内の地域。

UPZ：緊急時防護措置準備区域

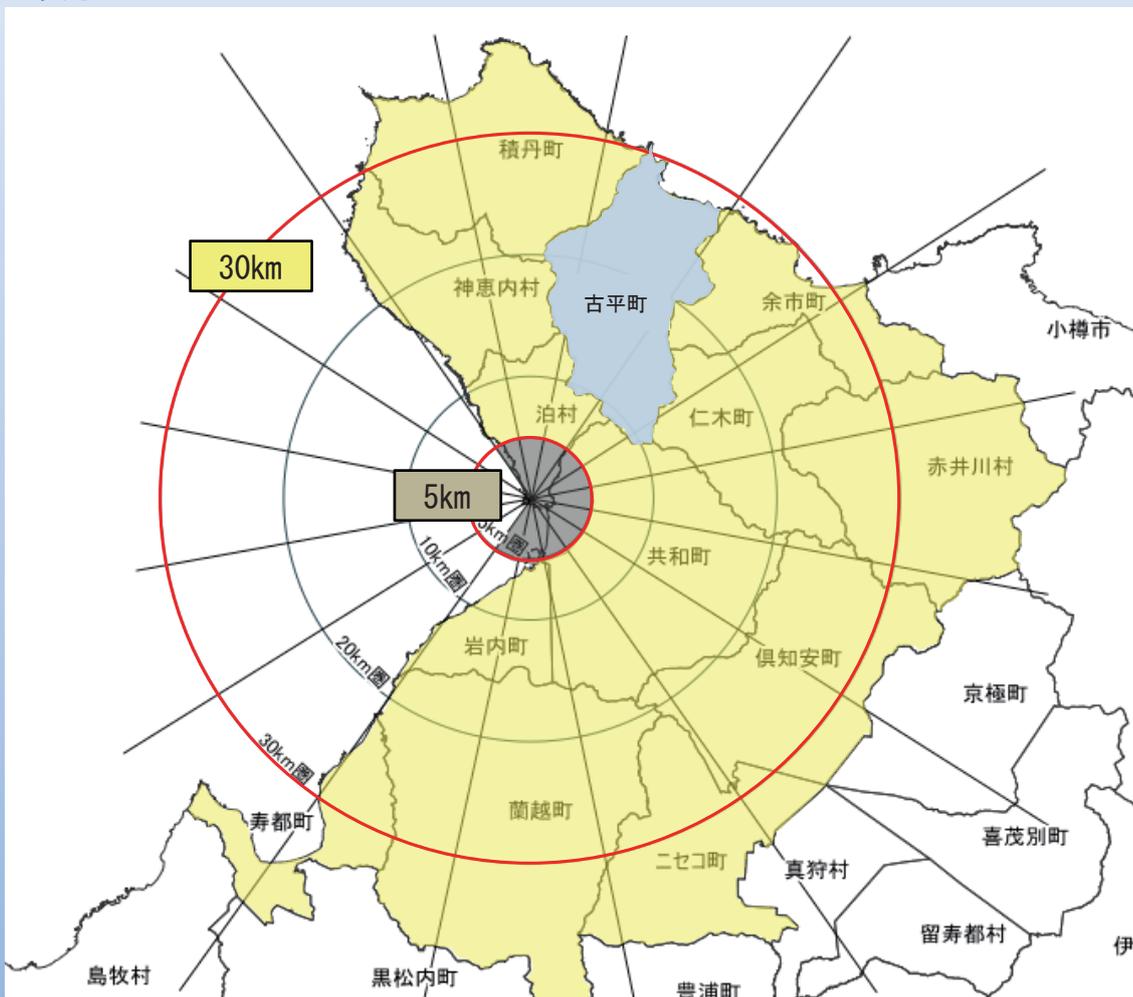
事故の不確実性や急速に進展する事故の可能性などを踏まえ、屋内退避や避難等を準備する区域。泊発電所から概ね30km圏内の地域。

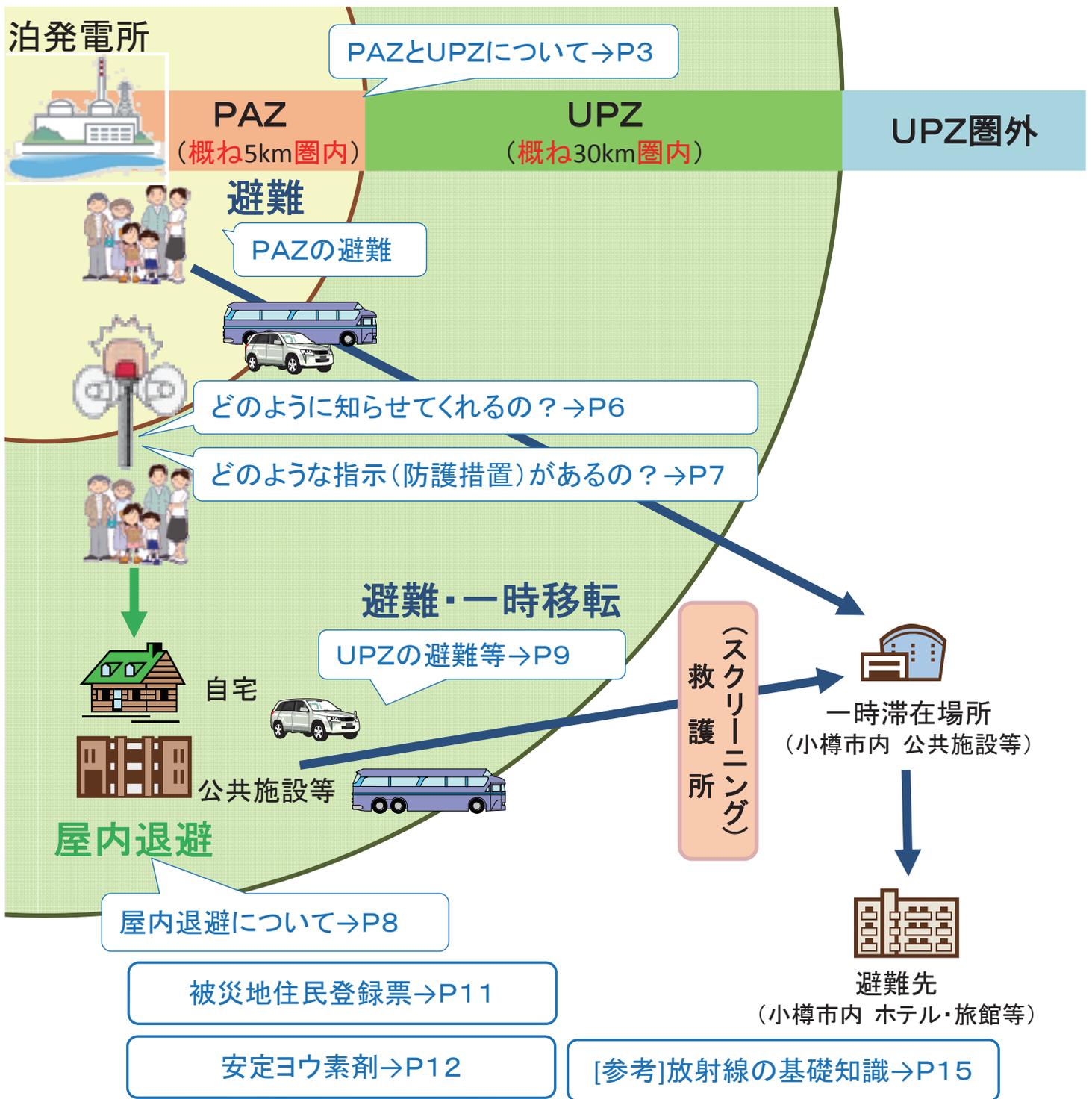
古平町は、全域をUPZと定めています。

※「原子力災害対策重点区域」とは、あらかじめ異常事態の発生を仮定し、原子力災害に特有な対策が講じられる区域です。

PAZ：Precautionary
Action
Zone の略称
UPZ：Urgent Protective
Action Planning
Zone の略称

PAZ及びUPZ





【段階的避難の必要性】

避難及び一時移転（以下、「避難等」）の実施に当たっては、住民の皆さんが混乱することのないよう、原子力施設からの距離や、緊急時モニタリング結果、気象予測や大気中拡散予測の結果等を踏まえ、PAZからUPZへと段階的に避難を行います。

なお、避難等の際には指示に従い、慌てずに落ち着いて、助け合いながら行動しましょう。

緊急時における防護措置の考え方

国では、東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故の教訓を踏まえ、放射性物質の放出開始前から必要な防護措置を講じるため、原子力災害対策指針（以下「指針」）を策定しました。

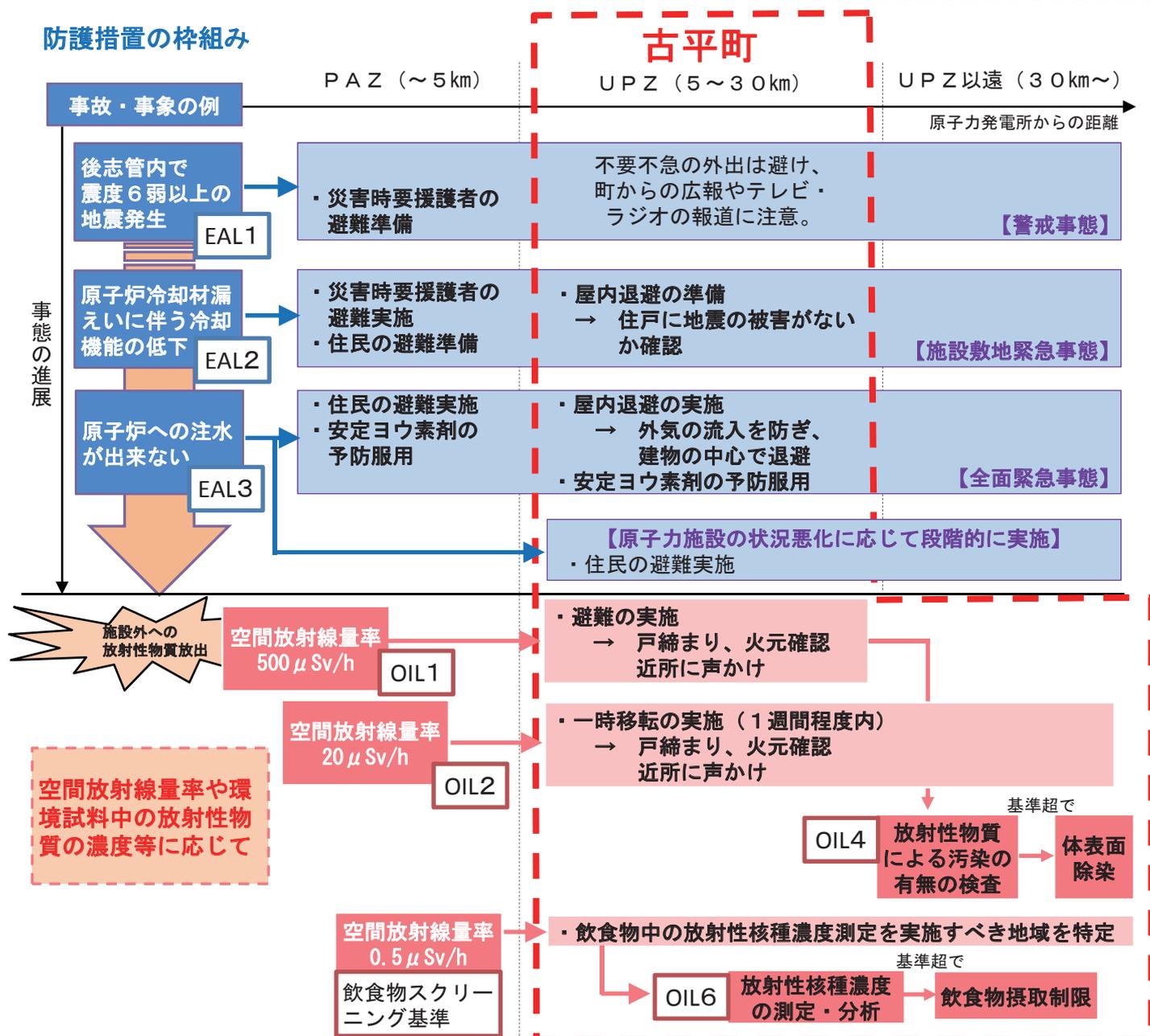
この指針ではIAEA（国際原子力機関）等が定める防護措置の枠組みの考え方を踏まえて、初期対応の段階から、施設の状態に応じて緊急事態の区分（EAL）を決定し、予防的防護措置を実行するとともに、空間放射線量率など観測可能な指標（OIL）に基づき緊急時防護措置を迅速に実行できるよう意思決定の枠組みを構築しています。

※EALとは？

- ・原子力施設の状態に応じた、緊急事態区分を判断するための基準です。
- ・緊急事態を3つに区分し、各区分における原子力事業者、国、地方公共団体が果たすべき役割（予防的防護措置）を定めています。

※OILとは？

- ・空間放射線量率や環境試料中の放射性物質の濃度等の計測可能な値による防護措置実施の判断基準です。

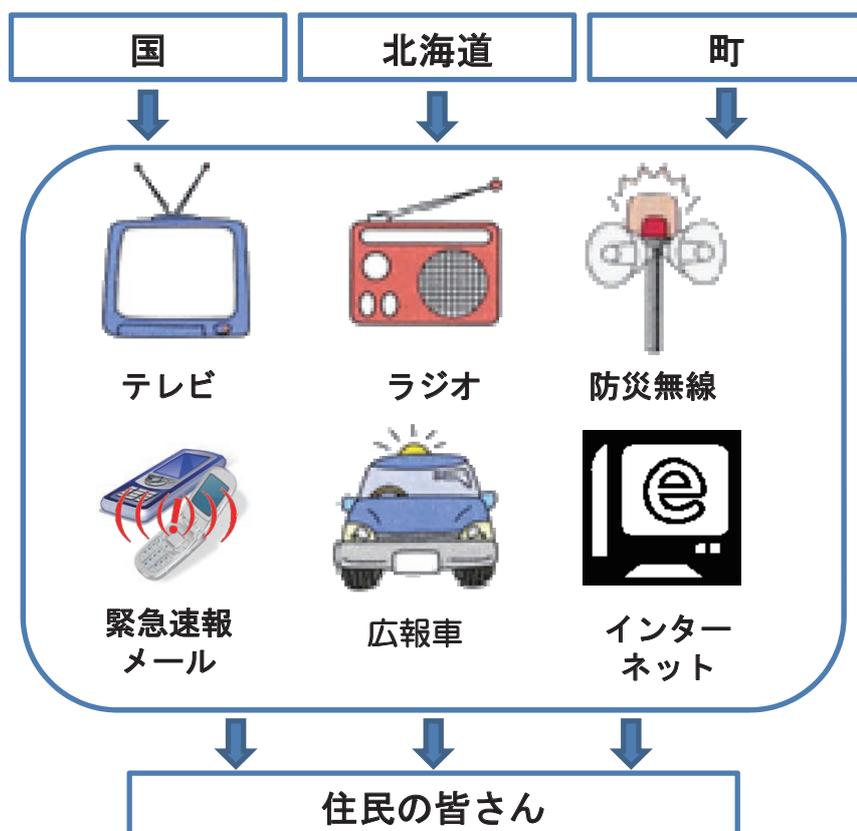


どのように知らせてくれるの？

泊発電所において事故などが起こった場合、国や道、町からテレビ、ラジオ、防災無線など様々な手段を使って、住民の皆さんのとるべき行動など必要な情報を速やかにお知らせします。

主な広報事項は、次のとおりです。

- ・ 事故の概要
- ・ 泊発電所における対策状況
- ・ 災害の現況及び今後の予測
- ・ 町及び道並びに防災機関の対策状況
- ・ 町民等のとるべき措置及び注意事項
- ・ その他必要と認める事項



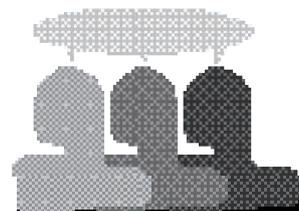
※原子力災害時の緊急情報は、こちらから

【原子力規制委員会情報】
○緊急時情報ホームページ
<http://kinkyu.nsr.go.jp>

○緊急情報メールサービス
事前の配信登録により携帯電話にメールでお知らせ（携帯サイト）
<http://kinkyu.nsr.go.jp/m/>

【次の点に注意しましょう】

・近隣や町内会の人たちと情報を共有しましょう。



・うわさや憶測での行動はやめましょう。



・緊急を要する電話以外、電話の使用は控えましょう。



どのような指示(防護措置)があるの？

屋内退避

屋内退避は、放射性物質の吸入抑制やガンマ線などの放射線を遮へいすることによって、被ばくの低減を図ります。

UPZ内においては、段階的な避難や一時移転を実施するまでは、原則、屋内退避を実施します。

避難等（避難及び一時移転）

避難等（避難及び一時移転）は、いずれも住民の皆さんが一定量以上の被ばくを受ける可能性がある場合にとる防護措置で、放射性物質又は放射線の放出源から離れることによって、被ばくの低減を図ります。

避難は、空間放射線量率等が高い又は高くなるおそれのある場所から速やかに離れるため、緊急で行います。

一時移転は、緊急の避難が必要な場合と比較して空間放射線量率等は低い場所ではあるが、長期的視点から被ばくを低減するため、一定期間（1週間程度内）のうちに当該地域から離れるために行います。

安定ヨウ素剤の予防服用

安定ヨウ素剤は、放射性ヨウ素の吸入による内部被ばくを低減するための防護剤です。

安定ヨウ素剤を服用すると、後から放射性ヨウ素が体内に入っても蓄積されにくくなります。

※副作用があるので、服用には注意が必要です。

スクリーニング

スクリーニングは、放射性物質による汚染程度を把握し、吸入及び経口摂取による内部被ばくの抑制、皮膚被ばくの低減、汚染の防止のために不可欠なものです。

救護所で実施する体表面汚染スクリーニングにおいて、基準を超える場合は、簡易除染（着替え、拭き取り、簡易除染剤やシャワー等の利用）を行います。

飲食物摂取制限

飲食物の摂取制限は、飲食物中の放射性核種濃度の測定を行い、基準を超えた場合に該当する飲食物の摂取を回避することで経口摂取による内部被ばくの低減を図るものです。

【防護措置の考え方】

住民等の被ばく線量を最小限に抑えるため、屋内退避や避難並びに一時移転等の防護措置を実施します。

- 被ばく線量を抑えるために
 - ・放射性物質から離れる
 - ・放射線を受ける時間を短くする
 - ・放射線を遮へいする
 - ・放射性物質を体内に取り込まない

※原子力防災訓練でのスクリーニング



屋内退避について

屋内退避

屋内退避の指示が出た場合は、原則として屋内にとどまってください。外出している場合は、速やかに帰宅してください。

何らかの事情で帰宅が困難な場合は、最寄りの公共施設等（コンクリート屋内施設）に退避してください。

屋内退避の方法については、下に示す「屋内退避の指示が出されたら」「放射性物質放出の広報が出たら」をご覧ください。

屋内退避の指示が出されたら

- 自宅や職場、近くの公共施設などに入りましょう。
- すべての窓、換気口、扉等の開口部を閉め、換気扇類の空調設備を止め、外の空気が入らないようにしましょう。
- 電話による問合せは控えましょう。
- ペットなどについても可能な限り、屋内に入れましょう。
- なるべく窓際を離れて屋内中央にとどまり、落ちついて新しい指示や正確な情報を待ちましょう。
- 貴重品や着替え用衣類、その他避難等に備え必要な物を用意しましょう。

放射性物質放出の広報が出たら

- 外にいた人は、洗顔、手洗い及びうがいをしてください。
- 必要に応じ、着用していた衣類等はビニール袋に入れて管理してください。
- 必要に応じ、シャワーを浴びるなど、身体を洗い流してください。
- 食料品の容器にフタをしましょう。

【屋内退避の指示が出されたら(主なもの)】



【放射性物質が放出されたら(主なもの)】



避難等について

避難等（避難・一時移転）の流れ

避難等（避難及び一時移転）は、いずれも住民の皆さんが一定量以上の被ばくを受ける可能性がある場合にとる防護措置です。

古平町を含むUPZ内においては、原子力施設の状況や緊急時モニタリング（空間放射線量の測定）結果等を踏まえた上で、避難等を実施します。

○避難等の基準

【避難】

- ・空間放射線量が500マイクロシーベルトを超えた時
- ・発電所（プラント）の状況悪化に応じた避難

【一時移転】（一週間以内に一時移転）

- ・空間放射線量が20マイクロシーベルトを超えた時

避難先（一時滞在場所）へ向かう避難経路の途中に開設される救護所でスクリーニングを行い、放射性物質による汚染の程度を把握します。

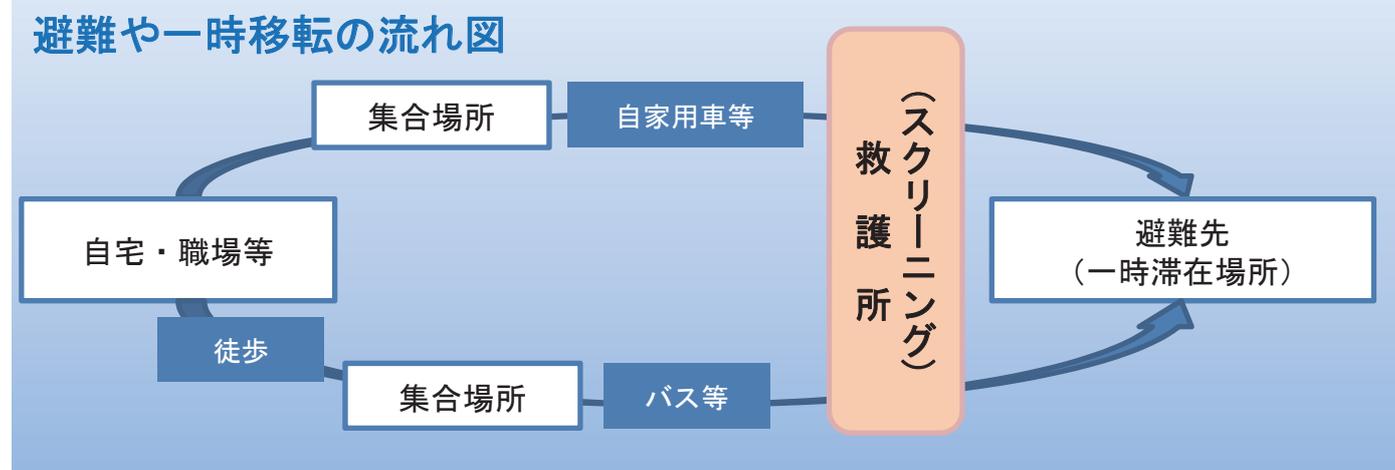
※避難等はPAZ内から

段階的に行われます。PAZ内においては、事態の進展に応じて、まず災害時要援護者の避難を実施した後、全面緊急事態に至った時点で、原則、全ての住民等に対して避難を即時に実施します。

※古平町の緊急時モニタリング地点（空間放射線量の測定地点）は、次の4箇所です。

- ①文化会館前 古平浜町モニタリングポスト
- ②クリーンセンター
- ③明和集会所
- ④沖町防災祈念広場

避難や一時移転の流れ図



【古平町の避難先】

古平町の避難先は、小樽市になります。

避難所として、小樽市内のホテルや旅館等を予定しています。

また、原子力災害時に、避難場所となるホテルや旅館等に直ぐに入室できないことも想定されるため、一時的に滞在する「一時滞在場所」として、小樽市内の公共施設等を活用することとしています。

※文化会館前 古平浜町モニタリングポスト



自家用車等による避難

自家用車等による避難を行う住民の皆さんは、渋滞緩和のため乗り合いを心がけ、集合場所に集合し、町から特段の指示がない限り、「しおり」に記載の避難ルートを通りましょう。

避難にあたっては、警察による交通誘導等を遵守し、安全運転を心がけましょう。

また、常日頃から、自家用車等へ早めの燃料補給を心がけましょう。

バス等による避難

自家用車等の避難手段によらない住民の皆さんは、町が指定する集合場所に徒歩で集合しましょう。

町が確保したバス等により避難を行います。

災害時要援護者への配慮

自力での避難が困難な災害時要援護者等に対しては、できる限り早い段階から必要な対応を行います。

搬送方法や手段等について国や道の支援を受けることとしています。

学校等に通っている児童、生徒、幼児等の避難

原則、帰宅させる対応（保護者と一緒に避難実施）となります。

事故進展が早い場合は、学校等から直接避難することもあります。

学校・幼児施設等

引き渡し

保護者

※引き渡し方法は、各施設避難計画による

救護所

救護所では、放射性物質による汚染の程度を把握するため、スクリーニングを行います。

放射性物質による汚染がある場合は、除染等の処置を行うとともに、健康相談窓口を設けます。

専門的な検査、治療が必要な人は、指定された医療機関等へ搬送されます。

※原子力防災訓練でのバスによる避難



【避難等の指示が出されたら(主なもの)】



マスクや外衣を着用して
服用中の薬がある方は忘れずに



近所の人に声をかけて



落ちついて行動しましょう

被災地住民登録票について

被災地住民登録票を作成してください

被災地住民登録票を複数の場所で配布します。

原子力災害に関する将来の医療措置や損害補償の際に必要なとなりますので、必要事項を記載しスクリーニングを受けた上、大切に保管してください。

第 号	(ふりがな)	性 別		男	女
	氏 名	生年月日	明 大 昭 平	年 月 日	生
被災地住民登録票	職 業	年 齢	歳		
	本 籍				
	住 所				
	災害発生時の場所	(地名番地) 屋 内 (木造 コンクリート 石造) 屋 外 災害現場からの距離 (km) km			
災害発生直後の行動	0分～10分	10分～20分	20分～30分	30分～1時間	
	屋内 屋外	屋内 屋外	屋内 屋外	屋内 屋外	屋内 屋外
	1時間～1時間30分	1時間30分～2時間	2時間～2時間30分	2時間30分～3時間	
	屋内 屋外	屋内 屋外	屋内 屋外	屋内 屋外	屋内 屋外
平成 年 月 日 町 村 名	被ばく程度	未 処 置		処 置 済	
	皮 膚				
	衣 服				
	測定器・測定方法及び測定者				
除染・その他措置状況	衣 服	A	B	(携行 支給)	
	身 体	A	B	C	D
	医 療 措 置	A	B	C	D E
被ばく当時の急性症状					
避難所名					
避難期間					
その他の参考事項					
発行年月日	平成 年 月 日				
発行者	㊞				
(除染その他措置状況欄記載上の注意)					
衣 服	A 更衣せず	B 更衣済			
身 体	A 無処理	B 水による洗浄			
	C 洗剤による洗浄				
	D 特殊洗剤による洗浄				
	医 療 措 置	A 要せず	B 薬品投与		
	C 一般検査		D 精密検査		
	E 治療		F 特殊		
<p>この登録票について</p> <ol style="list-style-type: none"> この登録票は将来の医療措置や損害補償の際に参考とするものですから大切に保存してください。 住所や氏名が変わったときにはすぐその旨を届出てください。 この登録票をなくしたり、使用できないときは再交付を申し出てください。 この登録票は他人に譲ったり、貸したりしてはなりません。 					

安定ヨウ素剤について

安定ヨウ素剤の効果

放射性ヨウ素が吸入摂取または体内摂取される前の24時間内又は直後に安定ヨウ素剤を服用すると、放射性ヨウ素の甲状腺への集積の90%以上を抑制することができます。体内摂取される前の予防服用が大切です。安定ヨウ素剤は町の指示にしたがって服用しましょう。

服用対象者

安定ヨウ素剤服用の指示を受けた時点で次の方を除き全員が服用します。

- ・服用不適切者
- ・自らの意思で服用しない者

服用方法

安定ヨウ素剤の服用回数は原則1回です。

原子力規制委員会の指示に基づき、町が配布します。



【安定ヨウ素剤】

- ・丸剤と小児用のシロップ剤があります。

【補足説明】

安定ヨウ素剤の服用は、避難や屋内退避など他の予防的防護措置と併用することが基本であり、このとき安定ヨウ素剤の服用は、原則として他の主たる防護措置に対して従たる防護措置となります。

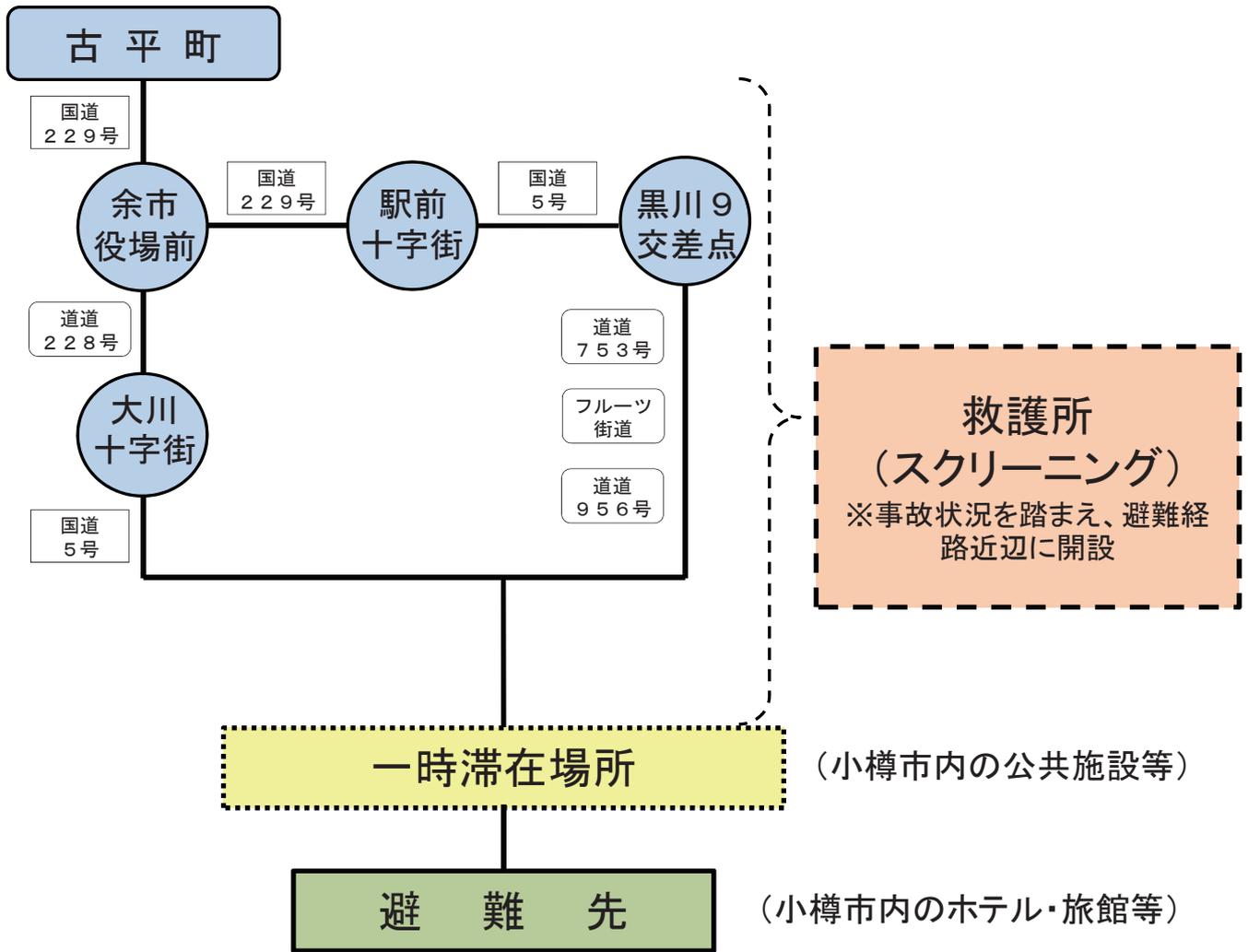
【服用不適切者】

安定ヨウ素剤の成分、または、ヨウ素に対し、過敏症の既往歴のある方は服用不適切者と判断されます。

【副作用について】

安定ヨウ素剤は、緊急時に服用するものですが、副作用の可能性があります。副作用として、一般的な過敏症（発疹など）、消化器系（悪心・嘔吐、胃痛、下痢、血便など）、その他（甲状腺機能低下症、頭痛、息切れ、発熱など）の症状が報告されています。

避難経路図（古平町～小樽市）



町村別避難経路

町村名	人口	避難経路	避難先
古平町	3,512	R229→道道228→R5 [国道5号線] R229→R5→道道753→道道956 [フルーツ街道]	小樽市
泊村	1,825	R229→道道269→R5 R229→道道998→R229→R5	札幌市
神恵内村	975	R229→道道998→R229→R5	札幌市
積丹町	2,386	R229→R5	札幌市
仁木町	3,595	R5→道道36→R393→R5 R5→道道1022→R393→R5	札幌市
余市町	20,458	R5	札幌市
赤井川村	1,157	道道36→R393	赤井川村内

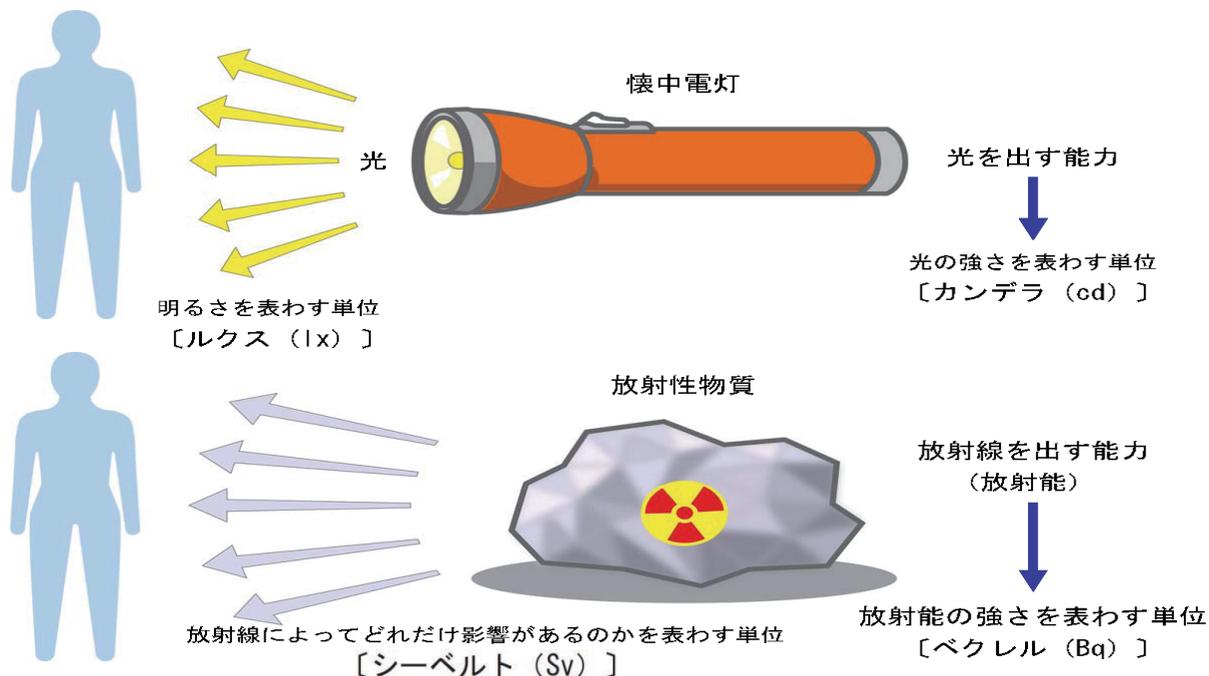
※人口は、北海道地域防災計画（原子力防災計画資料編）[H26.3発行]人口に関する資料による

バス・自家用車避難の集合場所・避難先

	地域名 (町字名)	集合場所名称、 所在地、連絡先	輸送手段	避難先 市町村名	一時滞在場所 施設名、所在 地、連絡先
古平町1	旭・あけぼの・ 浜三・栄町	元気プラザ	バス	小樽市	小樽市内の 公共施設等
古平町2	旭・あけぼの・ 浜三・栄町	福祉センター	バス	小樽市	小樽市内の 公共施設等
古平町3	沢江・浜一	海洋センター	バス	小樽市	小樽市内の 公共施設等
古平町4	沢江・旭・ あけぼの	古平中学校	バス	小樽市	小樽市内の 公共施設等
古平町5	銀座・浜五・清 住・本陣・港町	文化会館	バス	小樽市	小樽市内の 公共施設等
古平町6	港町・入船・ 新地	漁港会館	バス	小樽市	小樽市内の 公共施設等
古平町7	入船・新地・ 丸山	幼児センター	バス	小樽市	小樽市内の 公共施設等
古平町8	沖町	沖町住民セン ター	バス	小樽市	小樽市内の 公共施設等
古平町9	鴨居木・ 泥の木・廻り淵	明和地区集会所	バス	小樽市	小樽市内の 公共施設等
	自家用車避難者	古平小学校	自家用車	小樽市	小樽市内の 公共施設等

[参考]放射線の基礎知識

放射能と放射線

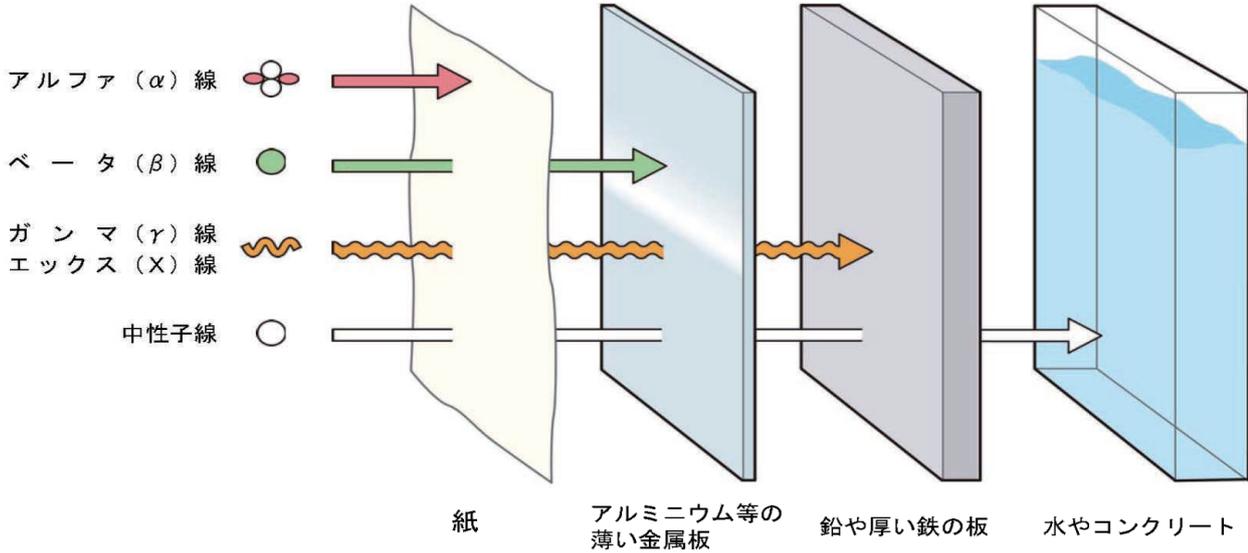


放射線に関する単位

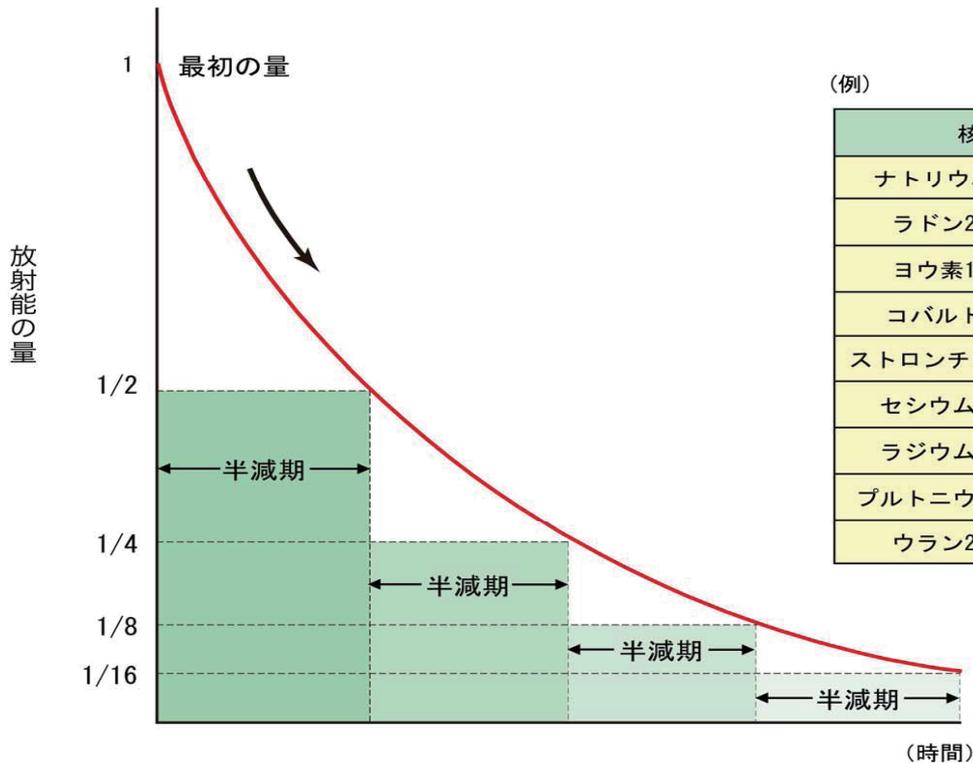
名 称	単 位 名 (記 号)	定 義
放射能の単位 国際単位系 (SI)		
放射能	ベクレル (Bq)	1 秒間に原子核が崩壊する数を表す単位
放射線量の単位 国際単位系 (SI)		
吸収線量	グレイ (Gy)	放射線のエネルギーがどれだけ物質 (人体を含むすべての物質) に吸収されたかを表す単位 1Gyは 1 kgあたり 1 ジュールのエネルギー吸収があったときの線量
線 量	シーベルト (Sv)	放射線によってどれだけ影響があるかを表す単位 (1シーベルト=1000ミリシーベルト)
エネルギーの単位		
エネルギー	エレクトロンボルト/ 電子ボルト (eV)	放射線等のエネルギーを表す単位 (1eV=1.6×10 ⁻¹⁹ J)

放射線の種類と透過力

α 線を止める β 線を止める γ 線、X線を止める 中性子線を止める



放射能の減り方



Memo

【もしもの場合に備えて、普段から準備出来ることは…】

避難場所では必要な物資が準備されますが、避難等に役立つものや必要なものは日頃から1か所にまとめておきましょう。

また、家族が離ればなれに避難しなければならないことがあるかもしれません。もしもの場合に備え、連絡方法を決めておくなど、日頃から家族で対応を話し合っておくことが大切です。



ポイント

- 1 必要なものは1か所にまとめておきましょう。
- 2 もしもの場合の対応について、日頃から家族でよく話し合しましょう。
- 3 地域の集合場所や避難所を覚えておきましょう。
(わからない場合は役場に確認してください。)

<p>日頃から準備しておきたいもの</p>	<p>貴重品 現金、通帳、印鑑、健康保険証など</p>	<p>非常食品 水、非常食品</p>	<p>応急医薬品 常備薬、ハソウコフなど</p>	<p>衣類等 着替え、タオル、生理用品など</p>	<p>乳児用用品 紙オムツ、粉ミルク、ほ乳びんなど</p>
<p>携帯ラジオ、懐中電灯 乾電池も忘れずに</p>	<p>携帯電話 充電器も忘れずに</p>	<p>日常生活に欠かせないもの 眼鏡、入れ歯、補聴器など</p>	<p>避難時などに使用するもの マスク、ハンカチ、外衣、リュック、キッチン用ラップ、ガムテープなど</p>		

避難時の持ち物 チェックリスト

避難時には生活に必要な所持品を持ち出す必要があります。チェックリストを確認し、さらに必要なものを追加してください。また、一時滞在場所では役場職員などが必要なサポートを行います。

医薬品等

- 常備薬
- お薬手帳
- メガネ・コンタクト
- 義歯
- 特別必要な食糧
- _____

乳幼児用品

- ベビーフード
- 粉ミルク
- おむつ・おしりふき
- _____
- _____
- _____
- _____

衣料品

- 衣料品
- 防寒着(冬期間)
- 傘などの雨具
- _____
- _____
- _____

健康・衛生関連用品

- ひげそり
- 石鹸
- 歯ブラシ・歯磨き
- 生理用品
- 簡易トイレ
- _____
- _____

お金

- 現金
- 預金通帳・印鑑
- クレジットカード
- クレジットカード
- _____
- _____

身分証明、重要書類等

- 運転免許証
- 健康保険証
- _____
- _____
- _____
- _____
- _____

寝具

- 毛布数枚
- 又は寝袋
- _____
- _____

いろいろ

- 携帯電話・予備電池
- 携帯ラジオ・予備電池
- 懐中電灯・予備電池
- 重要な電話番号
- 水ペットボトル
- おやつ、保存食料品
- 本誌
- _____
- _____

その他

- _____
- _____
- _____
- _____
- _____
- _____

※自家用車等による避難をされる町民の皆さんは、常日頃から自家用車等へ早めの燃料補給を心がけましょう。

我が家の避難計画

「我が家の避難計画」を家族で共有するためのまとめです。「しおり」をよく読み、家族とよく話し合って計画をまとめ、この用紙に整理しましょう。

注意事項

- 町の広報に注意し、テレビ、ラジオ等で詳細な情報を確認しましょう。
- 屋内退避の指示が出たら、外気を入れられないため、窓とドアを閉め、換気扇を止めましょう。
- 自分の住んでいる場所に避難指示が出てから、避難しましょう。
- ヨウ素剤の服用を指示される事があります。

1.あなたの地域は 【 UPZ 】です。

2.家族の集合場所は 【 _____ 】(自宅、等。必要に応じて曜日別等記載)

3.避難手段は 【 _____ 】(自家用車/バス/〇〇を記載)

バスを利用する場合、集合場所は【 _____ 】(名称、所在地等)

4.避難先は 【 _____ 】(施設名、親戚名、住所、連絡先等を記載)

5.避難所までの経路は
(ルートを記載) _____

(その他、連絡先一覧(家族携帯、親戚関連電話番号)など)

その他

- 緊急事態が発生する際、家族全員が自宅にいるとは限りません。その為にも、UPZ外の何処かに集合場所を決めておきましょう。また、お互いの安否を確認する為に、**災害伝言ダイヤル等の利用方法を決めておくことも重要です。**
- UPZ外の集合場所: _____
- 連絡先電話番号: _____
- _____

災害用伝言ダイヤル 171

大規模な災害が発生し、安否確認等の電話によって電話回線が混雑し、電話が繋がりにくい状況でも、伝言の録音・再生により、被災地内の家族や親戚・知人等と連絡を可能にするNTTボイスメールサービスです。
「171」にダイヤルし、音声ガイダンスに従い伝言の録音や再生を行います。なお、災害用伝言ダイヤルの提供開始はNTTが決定し、テレビやラジオでお知らせします。

録音 **171** → **1** → **0135** → □□-□□□□ → **伝言の録音**

再生 **171** → **2** → **0135** → □□-□□□□ → **伝言の再生**

案内放送が流れます 市外局番(古平町) 被災地の方の電話番号

※詳しい内容はNTTのホームページで確認して下さい。 **ホームページ** <http://www.ntt-east.co.jp/saigai/>

携帯電話災害用伝言版サービス

大規模な災害が発生した場合、携帯電話各社のトップに「災害用伝言板」が追加され、自らの安否状態を登録することが可能になり、登録された伝言は、インターネットや携帯電話などから確認することができます。

※使用にあたっては、各携帯電話会社のホームページで確認しておきましょう。